食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金事業実施要領

制 定:平成24年3月22日付第201200000239号鳥取県農林水産部長通知 最終改定:令和5年7月1日付第202300093322号鳥取県農林水産部長通知

第1 趣旨

食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金事業(以下「事業」という。)の実施に関する取扱いについては、食パラダイス鳥取県ブランド団体支援交付金交付要綱(平成24年3月22日付第201200000239号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 対象事業の内容及び留意事項

(1) 対象とする事業期間

本交付金の対象事業は、交付決定の時期に関わらず、当該年度の4月1日から3月31日の間に実施する事業とする。

(2) 対象事業

本交付金は、食パラダイス鳥取県の推進に向けた農水産業団体の自主的な取組を促進するためのソフト事業を幅広く対象とする。ただし、継続的な事業であっても、食パラダイス鳥取県の推進に向けた取組内容の向上や創意工夫が認められないもの及び食糧費の支出は除く。

【対象事業の事例】

県産農水産物の知名度向上、ブランドイメージ向上、県内外への販路開拓等により鳥取の 食資源をアピールすること及び食を通じて県民の誇りと地域への愛着を醸成することを目的 とする、需要者にアピールする取組。

- 農水産物の新商品の開発
- ・県内外への新たな販路開拓、PR等の取組み
- ・地産地消の推進に係る取組み
- ・直売所の展開、ネット販売等に向けた調査経費
- ・生産者、消費者交流イベントや異業種連携などの取組み

【対象とならない事業の事例】

通常の営農指導及びそれに付随する調査、研修、資料の作成経費など、農業協同組合法第 10条の1及び水産業協同組合法第11条の2に規定する経営及び技術の向上に関する指導に係るもの。

(3) 交付額の算定

要綱第4条の規定による最低保証額の算定に係る直近の農畜産物販売規模、組合員数は、総会等を経て公表された確定数値の中で最新のものを用いるものとする。

第3 事業実施手続き

(1) 実施計画協議

ア 本交付金の交付を受けようとする者は、農林水産部長が別に定める日までに事業実施計画書 を提出し、事業実施計画のヒアリングを受けなければならない。

イ ヒアリングは市場開拓局、農林水産部関係課等で行い、食のみやこ鳥取県の推進に係る県施 策と本交付金事業との連携を図るため、事業計画について協議、調整することを目的に実施 する。

ウ 県は計画協議の結果を踏まえ、事業計画に係る意見書を団体に送付するものとする。

(2) 補助金交付申請

農水産業団体は、(1) ウの意見を事業計画に反映させた上で、交付要綱第5条の規定による 交付申請手続きを行うものとする。

(3) 事業内容の公表

県は、規則第18条第1項に規定する交付金額を確定した後、対象事業の概要及び成果並びに 目標の達成状況を県ホームページで公表するものとする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附則

- この要領は、平成24年3月22日から施行し、平成24年度の事業から適用する。 附 則
- この要領は、平成25年3月19日から施行し、平成25年度の事業から適用する。 附 則
- この要領は、平成29年3月28日から施行し、平成29年度の事業から適用する。 附 則
- この要領は、令和5年7月1日から施行し、令和5年度の事業から適用する。